

I. 平成22年分 農業所得者の記帳簡素化のための基準金額等

平成21年分より、記帳簡素化のための基準金額が国税庁から示されなくなり、育成及び肥育に要した飼料費は、各農家で独自に算出しなければならなくなっています。

しかしながら、平成20年分まで基準金額で申告されている農家が多くあったことから、基準が全く示されないことになると、申告に支障をきたす可能性もありますので、昨年に引き続き、参考基準額を作成しました。あくまで参考となりますので、ご留意いただきますようお願い致します。

1. 自家用等そ菜 収入金額：1人当たり17,900円

注) 6歳未満の乳幼児を除く家族1人当たりの金額

2. 保有米価格 玄米60kg当たり12,900円

3. 未成木園に要した肥料・農薬代の投下割合

(1) 茶 樹

樹 齢	1 年	2 年	3 年	4 年～
肥料・農薬の 投下割合	23%	71%	75%	100%

(2) みかん樹

樹 齢	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	10 年
肥料・農薬 の投下割合	33%	42%	50%	54%	58%	63%	63%	83%	83%	100%

4. 育成及び肥育に要した飼料費 (育成費の計算及び棚卸評価に使用)

月 齢	畜種	牛				豚
		黒毛和種	褐毛和種	交雑種	乳用種	
生後1ヶ月		2,000	2,000	7,000	6,000	1,000
2		5,000	5,000	12,000	12,000	3,000
3		11,000	11,000	18,000	18,000	6,000
4		18,000	18,000	24,000	25,000	9,000
5		26,000	26,000	31,000	33,000	13,000
6		36,000	36,000	40,000	41,000	17,000
7		46,000	46,000	49,000	51,000	
8		58,000	58,000	60,000	61,000	
9		70,000	70,000	71,000	73,000	
10		77,000	77,000	83,000	85,000	
11		86,000	87,000	96,000	98,000	
12		96,000	100,000	111,000	111,000	
13		108,000	112,000	120,000	119,000	
14		119,000	124,000	130,000	128,000	
15		129,000	134,000	141,000	140,000	
16		137,000	144,000	152,000	150,000	
17		144,000	152,000	162,000	162,000	
18		150,000	159,000	170,000	173,000	
19		155,000	165,000	179,000	184,000	
20		159,000	171,000	184,000	195,000	
21		163,000	175,000	190,000	206,000	
22		170,000	184,000	196,000	217,000	
23		175,000	188,000	199,000	227,000	
24		178,000	190,000	202,000	238,000	
25		179,000	189,000	202,000	250,000	
26		178,000	188,000	202,000		
27		175,000				
28		171,000				
29		168,000				

- 平成22年中に給与した飼料費の基準金額を定めたものである。
- 「月齢」は12月末の牛の月齢を当てはめて、各牛の飼料費を判定する。
なお、前年末に棚卸資産に計上されている牛については、前年末の牛の価額に、左記表の該当する金額を加算した額が、平成22年末の牛の棚卸資産の価額となる。
また、平成22年中の自家生産牛については、左記表の該当する金額に種付料・素畜費を加算した額が棚卸資産の価額となる。
- 年の途中で導入した場合には、平成22年末の月齢に該当する飼料費の金額を飼育期間に応じてあん分計算する。

【計算例】

月齢15か月牛（黒毛和種）を10月に導入し、12月末まで3ヶ月飼育した場合
150,000円（18ヶ月の金額）× 3か月 ÷ 12か月 = 37,500円

II. 減価償却制度について

平成20年度の税制改正において、「機械及び装置」を中心に、資産区分の大括り化が図られるとともに、法定耐用年数が見直され、農業においては「機械及び装置」が「農業用設備」として、耐用年数がすべて7年となっています。また「構築物」・「生物」についても耐用年数が変更となっています。

1. 適用時期

平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用。

2. 対象資産

適用年度以降に取得する資産はもちろん、既存資産についても変更後の耐用年数により減価償却費を計算します。

3. 主な農業用資産の耐用年数及び償却率の新旧対照表（定額法）

種 類	資 産 名	耐用年数	【改正前】 償却率		耐用年数	【改正後】 償却率	
			旧定額法	新定額法		旧定額法	新定額法
機械及び装置	トラクタ（歩行型を除く）	8	0.125	0.125	7	0.142	0.143
	乾燥機、粉すり機	8	0.125	0.125			
	飼料作物収穫調製用機具	5	0.200	0.200			
	家畜飼養管理用機具	5	0.200	0.200			
生物	繁殖用肉用牛	5	0.200	0.200	6	0.166	0.167
	繁殖用乳用牛	4	0.250	0.250	4	0.250	0.250
	りんご樹						
	わい化りんご樹	20	0.050	0.050	20	0.050	0.050
	その他	29	0.035	0.035	29	0.035	0.035
	なし樹	20	0.050	0.050	26	0.039	0.039
	桃樹	12	0.083	0.084	15	0.066	0.067
	かき樹	35	0.029	0.029	36	0.028	0.028
いちじく樹	10	0.100	0.100	11	0.090	0.091	
*乳用牛は従来どおり4年です。							
構築物	主としてコンクリート、レンガ、石、ブロック造のもの						
	果樹棚	17	0.058	0.059	14	0.071	0.072
	その他（あぜ、堆肥盤など）	20	0.050	0.050	17	0.058	0.059
	主として金属造のもの	15	0.066	0.067	14	0.071	0.072
	主として木造のもの	5	0.200	0.200	5	0.200	0.200
	土管を主としたもの	10	0.100	0.100	10	0.100	0.100
その他のもの（塩化ビニール配管など）	8	0.125	0.125	8	0.125	0.125	

*太枠内が変更のあった点

●定額法の具体的な計算例

①取得日が平成19年3月31日以前で、耐用年数が5年→7年に変更された場合

- ◆取得日 平成18年4月1日
- ◆取得価額 1,000,000円
- ◆残存価額 100,000円 (残存率10%)
- ◆償却可能限度額 950,000円 (取得価額の5%)
- ◆会計期間 1/1～12/31

年	償却費の算出式	減価償却費	期末帳簿価額
1年目	平成18年分 (1,000,000円×0.9)×0.200×9ヶ月÷12ヶ月	135,000円	865,000円
2年目	平成19年分 (1,000,000円×0.9)×0.200	180,000円	685,000円
3年目	平成20年分 (1,000,000円×0.9)×0.200	180,000円	505,000円
ここまでは、耐用年数5年の旧定額法の償却率0.200で計算。			
4年目	平成21年分 (1,000,000円×0.9)×0.142	127,800円	377,200円
5年目	平成22年分 (1,000,000円×0.9)×0.142	127,800円	249,400円
6年目	平成23年分 (1,000,000円×0.9)×0.142	127,800円	121,600円
ここまでは、耐用年数7年の旧定額法の償却率0.142で計算。			
7年目	平成24年分 121,600円 - (1,000,000円×5%)	71,600円	50,000円
この年は償却可能限度額まで償却します。			
8年目	平成25年分 50,000円÷5年	10,000円	40,000円
9年目	平成26年分 50,000円÷5年	10,000円	30,000円
10年目	平成27年分 50,000円÷5年	10,000円	20,000円
11年目	平成28年分 50,000円÷5年	10,000円	10,000円
12年目	平成29年分 10,000円 - 1円	9,999円	1円
期末帳簿価額が取得価額の5%になった年から5年間の均等償却とし、最終年は期末帳簿価額が備忘価額の1円となるように償却額を調整する。			

②取得日が平成19年3月31日以前で、耐用年数が8年→7年に変更された場合

- ◆取得日 平成18年4月1日
- ◆取得価額 1,000,000円
- ◆残存価額 100,000円 (残存率10%)
- ◆償却可能限度額 950,000円 (取得価額の5%)
- ◆会計期間 1/1～12/31

年	償却費の算出式	減価償却費	期末帳簿価額
1年目	平成18年分 (1,000,000円×0.9)×0.125×9ヶ月÷12ヶ月	84,375円	915,625円
2年目	平成19年分 (1,000,000円×0.9)×0.125	112,500円	803,125円
3年目	平成20年分 (1,000,000円×0.9)×0.125	112,500円	690,625円
ここまでは、耐用年数8年の旧定額法の償却率0.125で計算。			
4年目	平成21年分 (1,000,000円×0.9)×0.142	127,800円	562,825円
5年目	平成22年分 (1,000,000円×0.9)×0.142	127,800円	435,025円
6年目	平成23年分 (1,000,000円×0.9)×0.142	127,800円	307,225円
7年目	平成24年分 (1,000,000円×0.9)×0.142	127,800円	179,425円
8年目	平成25年分 (1,000,000円×0.9)×0.142	127,800円	51,625円
ここまでは、耐用年数7年の旧定額法の償却率0.142で計算。			
9年目	平成26年分 51,625円 - (1,000,000円×5%)	1,625円	50,000円
この年は償却可能限度額まで償却します。			
10年目	平成27年分 50,000円÷5年	10,000円	40,000円
11年目	平成28年分 50,000円÷5年	10,000円	30,000円
12年目	平成29年分 50,000円÷5年	10,000円	20,000円
13年目	平成30年分 50,000円÷5年	10,000円	10,000円
14年目	平成31年分 10,000円 - 1円	9,999円	1円
期末帳簿価額が取得価額の5%になった年から5年間の均等償却とし、最終年は期末帳簿価額が備忘価額の1円となるように償却額を調整する。			

③取得日が平成19年4月1日以降で、耐用年数が5年→7年に変更された場合

- ◆取得日 平成19年4月1日
- ◆取得価額 1,000,000円
- ◆備忘価額 1円
- ◆会計期間 1 / 1 ~ 12 / 31

年		償却費の算出式	減価償却費	期末帳簿価額
1年目	平成19年分	$1,000,000円 \times 0.200 \times 9ヶ月 \div 12ヶ月$	150,000円	850,000円
2年目	平成20年分	$1,000,000円 \times 0.200$	200,000円	650,000円
ここまでは、耐用年数5年の旧定額法の償却率0.200で計算。				
3年目	平成21年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	507,000円
4年目	平成22年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	364,000円
5年目	平成23年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	221,000円
6年目	平成24年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	78,000円
ここまでは、耐用年数7年の新定額法の償却率0.143で計算。				
7年目	平成24年分	$78,000円 - 1円$	77,999円	1円
最終年は期末帳簿価額が償却可能額を下回るため、期末帳簿価額が備忘価額の1円となるように償却費を調整する。				

④取得日が平成19年4月1日以降で、耐用年数が8年→7年に変更された場合

- ◆取得日 平成19年4月1日
- ◆取得価額 1,000,000円
- ◆備忘価額 1円
- ◆会計期間 1 / 1 ~ 12 / 31

年		償却費の算出式	減価償却費	期末帳簿価額
1年目	平成19年分	$1,000,000円 \times 0.125 \times 9ヶ月 \div 12ヶ月$	93,750円	906,250円
2年目	平成20年分	$1,000,000円 \times 0.125$	125,000円	781,250円
ここまでは、耐用年数8年の旧定額法の償却率0.125で計算。				
3年目	平成21年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	638,250円
4年目	平成22年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	495,250円
5年目	平成23年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	352,250円
6年目	平成24年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	209,250円
7年目	平成24年分	$1,000,000円 \times 0.143$	143,000円	66,250円
ここまでは、耐用年数7年の新定額法の償却率0.143で計算。				
8年目	平成25年分	$66,250円 - 1円$	66,249円	1円
最終年は期末帳簿価額が償却可能額を下回るため、期末帳簿価額が備忘価額の1円となるように償却費を調整する。				

4. 主な農業用資産の耐用年数及び償却率の新旧対照表（定率法）

種類	資産名	【改正前】			【改正後】					
		耐用年数	償却率		耐用年数	償却率				
			旧定率法	新定率法		旧定率法	新定率法	改訂償却率	保証率	
機械及び装置	トラクタ（歩行型を除く）	8	0.250	0.313	7	0.280	0.357	0.500	0.05496	
	乾燥機、粉すり機	8	0.250	0.313						
	飼料作物収穫調製用機具	5	0.369	0.500						
	家畜飼養管理用機具	5	0.369	0.500						
生物	繁殖用肉用牛	5	0.369	0.500	6	0.319	0.417	0.500	0.05776	
	繁殖用乳用牛	4	0.438	0.625	4	0.438	0.625	1.000	0.05274	
	りんご樹									
	わい化りんご樹	20	0.109	0.125	20	0.109	0.125	0.143	0.02517	
	その他	29	0.076	0.086	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	
	なし樹	20	0.109	0.125	26	0.085	0.096	0.100	0.01989	
	桃樹	12	0.175	0.208	15	0.142	0.167	0.200	0.03217	
	かき樹	35	0.064	0.029	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	
	いちじく樹	10	0.206	0.250	11	0.189	0.227	0.250	0.04123	
構築物	*乳用牛は従来どおり4年です。									
	主としてコンクリート、レンガ、石、ブロック造のもの									
	果樹棚	17	0.127	0.147	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	
	その他（あぜ、堆肥盤など）	20	0.109	0.125	17	0.127	0.147	0.167	0.02905	
	主として金属造のもの	15	0.142	0.167	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	
	主として木造のもの	5	0.369	0.500	5	0.369	0.500	1.000	0.06249	
	土管を主としたもの	10	0.206	0.250	10	0.206	0.250	0.334	0.04448	
その他のもの（塩化ビニール配管など）	8	0.250	0.313	8	0.250	0.313	0.334	0.05111		

*太枠内が変更のあった点

新しい償却率表には「改訂償却率」と「保証率」が加えられました。

新定率法（250%定率法）による償却限度額は、「新定率法による償却額」<「償却保証額」の事業年度から定額法に切り替えられます。

償却保証額 = 取得価額 × 保証率

定額法 = 改訂取得価額（定額法に移行した時点の簿価） × 改訂償却率

●定率法の具体的な計算例

①取得日が平成19年3月31日以前で、耐用年数が5年→7年に変更された場合

- ◆取得日 平成18年4月1日
- ◆取得価額 1,000,000円
- ◆備忘価額 1円
- ◆償却可能限度額 950,000円 (取得価額の5%)
- ◆会計期間 1 / 1 ~ 12 / 31

年	償却費の算出式	減価償却費	期末帳簿価額
1年目	平成18年分 $1,000,000円 \times 0.369 \times 9ヶ月 \div 12ヶ月$	276,750円	723,250円
2年目	平成19年分 $723,250円 \times 0.369$	266,879円	456,371円
3年目	平成20年分 $456,371円 \times 0.369$	168,400円	287,971円
ここまでは、耐用年数5年の旧定率法の償却率0.369で計算。			
4年目	平成21年分 $287,971円 \times 0.280$	80,631円	207,340円
5年目	平成22年分 $207,340円 \times 0.280$	58,055円	149,285円
6年目	平成23年分 $149,285円 \times 0.280$	41,799円	107,486円
7年目	平成24年分 $107,486円 \times 0.280$	30,096円	77,390円
8年目	平成25年分 $77,390円 \times 0.280$	21,669円	55,721円
ここまでは、耐用年数7年の旧定率法の償却率0.280で計算。			
9年目	平成26年分 $55,721 - (1,000,000 \times 5\%)$	5,721円	50,000円
この年は償却可能限度額まで償却します。			
10年目	平成27年分 $50,000円 \div 5年$	10,000円	40,000円
11年目	平成28年分 $50,000円 \div 5年$	10,000円	30,000円
12年目	平成29年分 $50,000円 \div 5年$	10,000円	20,000円
13年目	平成30年分 $50,000円 \div 5年$	10,000円	10,000円
14年目	平成31年分 $10,000円 - 1円$	9,999円	1円
期末帳簿価額が取得価額の5%になった年から5年間の均等償却とし、最終年は期末帳簿価額が備忘価額の1円となるように償却額を調整する。			

②取得日が平成19年3月31日以前で、耐用年数が8年→7年に変更された場合

- ◆取得日 平成18年4月1日
- ◆取得価額 1,000,000円
- ◆備忘価額 1円
- ◆償却可能限度額 950,000円 (取得価額の5%)
- ◆会計期間 1 / 1 ~ 12 / 31

年	償却費の算出式	減価償却費	期末帳簿価額
1年目	平成18年分 $1,000,000円 \times 0.250$	187,500円	812,500円
2年目	平成19年分 $812,500円 \times 0.250$	203,125円	609,375円
3年目	平成20年分 $609,375円 \times 0.250$	152,343円	457,032円
ここまでは、耐用年数8年の旧定率法の償却率0.250で計算。			
4年目	平成21年分 $457,032円 \times 0.280$	127,968円	329,064円
5年目	平成22年分 $329,064円 \times 0.280$	92,137円	236,927円
6年目	平成23年分 $236,927円 \times 0.280$	66,339円	170,588円
7年目	平成24年分 $170,588円 \times 0.280$	47,764円	122,824円
8年目	平成25年分 $122,824円 \times 0.280$	34,390円	88,434円
9年目	平成26年分 $88,434円 \times 0.280$	24,761円	63,673円
ここまでは、耐用年数7年の旧定額法の償却率0.280で計算。			
10年目	平成27年分 $63,673円 - (1,000,000 \times 5\%)$	13,673円	50,000円
この年は償却可能限度額まで償却します。			
11年目	平成28年分 $50,000円 \div 5年$	10,000円	40,000円
12年目	平成29年分 $50,000円 \div 5年$	10,000円	30,000円
13年目	平成30年分 $50,000円 \div 5年$	10,000円	20,000円
14年目	平成31年分 $50,000円 \div 5年$	10,000円	10,000円
15年目	平成32年分 $10,000円 - 1円$	9,999円	1円
期末帳簿価額が取得価額の5%になった年から5年間の均等償却とし、最終年は期末帳簿価額が備忘価額の1円となるように償却額を調整する。			

③取得日が平成19年4月1日以降で、耐用年数が5年→7年に変更された場合

- ◆取得日 平成19年4月1日
- ◆取得価額 1,000,000円
- ◆備忘価額 1円
- ◆償却補償額 54,960円 (取得価額×耐用年数7年の保証率)
- ◆会計期間 1 / 1 ~ 12 / 31

年		償却費の算出式	減価償却費	期末帳簿価額
1年目	平成19年分	$1,000,000円 \times 0.500 \times 9ヶ月 \div 12ヶ月$	375,000円	625,000円
2年目	平成20年分	$625,000円 \times 0.500$	312,500円	312,500円
ここまでは、耐用年数5年の旧定率法の償却率0.500で計算。				
3年目	平成21年分	$312,500円 \times 0.357$	111,562円	200,938円
4年目	平成22年分	$200,938円 \times 0.357$	71,734円	129,204円
ここまでは、耐用年数7年の新定率法の償却率0.357で計算。				
5年目	平成23年分	$129,204円 \times 0.500$	64,602円	64,602円
この年に、7年の償却率(0.357)で償却費を算出した場合46,125円となり、償却補償額の54,960円(取得価額×保証率…1,000,000円×0.05496)を下回る為、償却率を改訂償却率(0.500)に変更して計算する。				
6年目	平成24年分	$64,602円 - 1円$	64,601円	1円
改訂償却率が0.500なので、この年が償却の最終年となる。 最終年は期末帳簿価額が備忘価額の1円となるように償却費を調整する。				

④取得日が平成19年4月1日以降で、耐用年数が8年→7年に変更された場合

- ◆取得日 平成19年4月1日
- ◆取得価額 1,000,000円
- ◆備忘価額 1円
- ◆償却保証額 54,960円 (取得価額×耐用年数7年の保証率)
- ◆会計期間 1 / 1 ~ 12 / 31

年		償却費の算出式	減価償却費	期末帳簿価額
1年目	平成19年分	$1,000,000円 \times 0.313 \times 9ヶ月 \div 12ヶ月$	234,750円	765,250円
2年目	平成20年分	$765,250円 \times 0.313$	239,523円	525,727円
ここまでは、耐用年数8年の旧定率法の償却率0.313で計算。				
3年目	平成21年分	$525,727円 \times 0.357$	187,684円	338,043円
4年目	平成22年分	$338,043円 \times 0.357$	120,681円	217,362円
5年目	平成23年分	$217,362円 \times 0.357$	77,598円	139,764円
ここまでは、耐用年数7年の新定率法の償却率0.357で計算。				
6年目	平成24年分	$139,764円 \times 0.500$	69,882円	69,882円
この年に、7年の償却率(0.357)で償却費を算出した場合49,895円となり、償却補償額の54,960円(取得価額×保証率…1,000,000円×0.05496)を下回る為、償却率を改訂償却率(0.500)に変更して計算する。				
7年目	平成25年分	$69,882円 - 1円$	69,881円	1円
改訂償却率が0.500なので、この年が最償却の終年となる。 最終年は期末帳簿価額が備忘価額の1円となるように償却費を調整する。				

Ⅲ. 「肉用牛売却所得の免税制度」を活用する場合の決算・申告について

家畜市場や指定または認定を受けた食肉卸売市場などで肉用牛を売却したとき、一定の条件を満たす肉用牛については、所得税や住民税が免税されます。

1. 肉用牛売却所得の免税制度

肉用牛売却所得の課税特別措置（免税）を受けられる条件は次のとおりです。

(1) 対象者

- ①農業を営む個人（飼料作物を含む耕種作物若しくは果樹等の栽培を行う事業又は養蚕の事業と併せて肉用牛を飼養する個人）
- ②農地法に規定する農業生産法人
※農地を所有又は借用し、耕種作物の栽培を行っている畜産農家及び農業生産法人が対象で、農地を所有又は借用もしておらず、購入飼料だけで肉用牛を飼養している畜産農家及び法人は対象となりません。

(2) 対象肉用牛

- ①肉用種の雄牛（種雄牛を除く）及び雌牛
- ②肉用仕向けの乳用種の雄牛（種雄牛を除く）及び雌牛
※免税対象飼育牛の範囲は、売却価額（消費税を含めず、生産者補給金等を含む）が100万円未満の肉用牛です。但し、高等登録牛と育種登録牛は100万円以上でも免税となります。
※平成20年の税制改正により、例えば個人事業主の場合、平成21年以降に50万円以上で売却された乳用種の牛は対象となりません。

(3) 販売方法

- ①家畜市場及び臨時市場
- ②中央卸売市場
- ③「畜安法」に基づく農水大臣の指定市場
- ④条例市場のうち農水大臣の認定市場
- ⑤食肉センター等のうち、農水大臣の認定市場
- ⑥生後1年未満の肉用牛（乳用雄牛及び子牛の生産の用に供されたことのない乳用雌牛並びに肉専用種の子牛をいいます。）に限り、農水大臣の指定農協等

(4) 損金算入の明細書と売却証明書

『(前略)「農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得（中略）の損金算入に関する明細書』』を作成するとともに『肉用（子）牛売却証明書』を申告書に添付します。

(5) 適用期間（改正後）

- ①所得税 平成23年12月31日まで
- ②法人税 平成24年3月31日までの期間内の日を含む事業年度
- ③住民税 平成24年度まで

2. 免税所得の計算例

以下の例は個人事業の例です。

(1) 収入金比率による算出方法

* 免税に係る所得の計算 = 免税牛売上 - {(免税牛経費 + (共通経費 × 収入金比) + 免税牛の期首棚卸高 - 免税牛の期末棚卸高 - (繁殖牛の育成費用 × 収入金比)} - (専従者給与 × 収入金比)

①収入金比を求めます。

* 収入金比 = 免税対象牛販売額 / 総収入

総収入が26,600,000円

免税対象牛販売額が984,200円であった場合。

$984,200 \div 26,600,000 = 0.037$

小数点3位まで求める（4位を四捨五入）

②経費を免税経費、課税経費、共通経費に分ける。

* ここでのポイントは不明確な費用は共通経費としますが免税経費、課税経費を明確に証明できるようにしておくことです。

科 目	決 算 額	免 税 経 費	課 税 経 費	共 通 経 費
租税公課	208,503			208,503
種 苗 費	611,750	27,520		584,230
素 畜 費	49,800			49,800
肥 料 費	385,250			385,250
飼 料 費	8,334,408			8,334,408
農 具 費	63,260		45,100	18,160
農業衛生費	840,601	16,300		824,301
諸材料費	687,022			687,022
修 繕 費	1,036,525		230,200	806,325
動力光熱費	708,818			708,818
作業衣料費	21,610			21,610
農業共済金	538,230			538,230
減価償却費	2,526,805		540,250	1,986,555
荷造運賃費	759,169	15,600		743,569
雇 人 費	0			0
利子割引料	513,013			513,013
地代賃借料	635,424			635,424
土地改良費	71,690			71,690
研 修 費	219,852			219,852
保 険 料	210,440			210,440
雑 費	196,281			196,281
合 計	① 18,618,451	② 59,420	815,550	③ 17,743,481
経費から差し引く 繁殖牛の育成費用	④ 1,030,300			

免税経費とは、明らかに免税対象子牛にまつわる経費をいう。
課税経費とは、明らかに免税対象子牛に関係しない経費をいう。
共通経費 = 決算額 - 免税経費 - 課税経費

* 免税所得の計算

ア. 免税対象子牛にまつわる経費の算出

③ 共通経費17,743,481円 × ① 収入金比0.037 = 656,509円

イ. 免税対象経費

② 59,420円

ウ. 免税対象子牛経費合計

(1) 656,509 + (2) 59,420 = 715,929円

エ. 免税対象子牛の期首棚卸額……36,300円だったとします。

免税対象子牛の期末棚卸額……38,600円だったとします。

繁殖牛の育成費用④……1,030,300円だったとします。

専従者給与……1,200,000円だったとします。

オ. 計算

免税牛対象子牛売上984,200 - {(1) + (2) 715,929

+ 期首棚卸額36,300 - 期末棚卸額38,600

- 繁殖牛の育成費用1,030,300 × 収入金比0.037}

- (専従者給与1,200,000 × 収入金比0.037)

= 264,292円 この金額が免税所得になります。

(2) その他の合理的な算出方法 (事前に局の了解が必要)

留意事項として

ア. 庭先売買による現金取引は、局は否認する。指定農協の口座を通ること。

イ. 販売価格金額が、免税ではありません。

所得 (= 販売価格 - 必要経費) が免税になります。

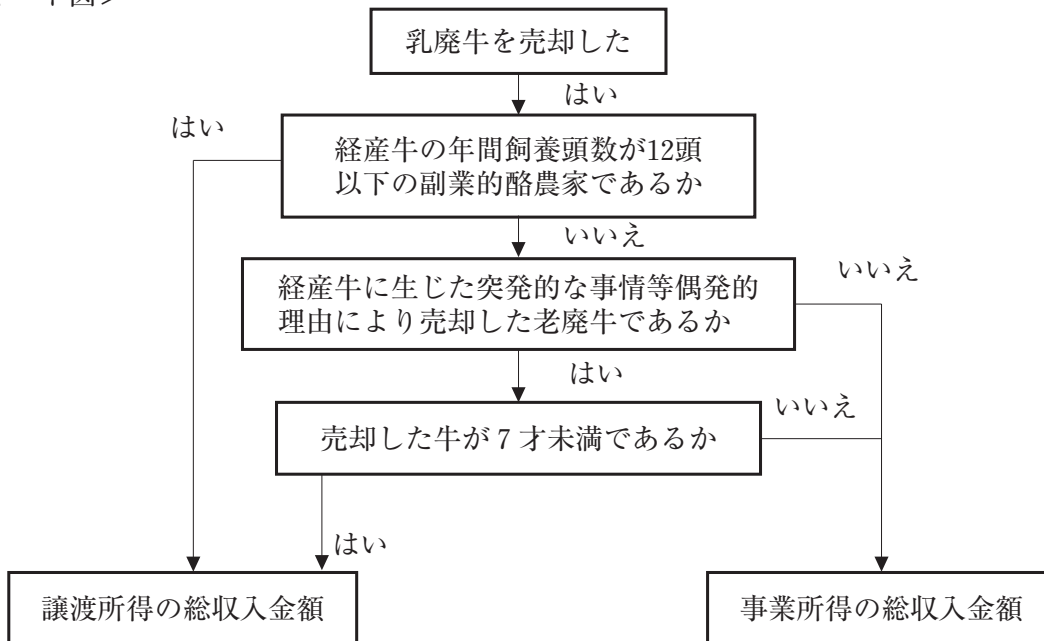
IV. 乳廃牛を売却した場合の所得の種類

乳廃牛の売却に係る収入金額は、次に掲げる場合を除き、事業所得の総収入金額となります。

- (1) 小規模酪農家（経産牛の年間平均飼養頭数が12頭以下の副業的酪農家）の乳廃牛の売却によるものについては、譲渡所得の総収入金額となります。
- (2) 経産牛の年間平均飼養頭数が12頭を超える酪農家であっても、次の①②の要件を満たしているときは、譲渡所得の総収入金額としても差し支えありません。
 - ① 経産牛に生じた突発的な事情等偶発的理由により売却した乳廃牛であること。
 - ② 売却した牛が7歳未満であること。

(注)「突発的な事情等偶発的理由により売却した」とは、事故あるいは疾病のためやむを得ず売却したものの言い、肥育を予定して搾乳を止め肥育した上で売却するもの及び搾乳目的を有したまま酪農家へ売却されるものは、これに該当しません。

<チャート図>



V. 奨励金・補てん金について

- (1) 生乳の加算金及び減算金（ペナルティ）

生乳の乳質や成分による加算金は、生乳売上高として、生乳代金に加算します。また季節別乳価差額金についても同様に処理します。

一方、減算金（ペナルティ）は、生乳売上高の値引きとして、生乳代金から減算します。

なお、加工原料乳生産者補給金は、生乳売上高（課税売り上げ）ではなく、価格補てん収入で処理し、消費税は不課税になります。
- (2) 肉用子牛生産者補給金
 - ① 生産者積立金

生産者が支払った生産者積立金は、税務上、必要経費または損金になります。また、消費税については、「保険料に類する共済掛金その他の保険料に類するもの」として、非課税仕入れとなります。
 - ② 生産者補給金

個人農業者の青色申告決算書において、価格補てん収入は雑収入で処理し、消費税は不課税となります。

また、年内に売却された肉用牛に対する補てん金が翌年度に交付される場合、未収入金として計上します。

(3) 加工原料乳生産者補給金

個人農業者の青色申告決算書において、価格補てん収入は雑収入に含めます。また、消費税の不課税収入として処理します。

(4) 加工原料乳生産者経営安定対策補てん金

①生産者積立金

生産者積立金を拠出するときは、必要経費（損金）とはならず、「経営安定積立金」という勘定科目で資産計上します。

②補てん金

補てん金を受け取ったときは、補てん金金額を収入金額とするとともに、補てん金に対応する生産者拠出分を負担割合（4分の1）により計算して、その分の資産を取り崩し、残額を経営安定補てん収入（特別利益）とします。

(5) 配合飼料価格差補てん金

①生産者積立金

生産者が納付した生産者積立金は、税務上必要経費または損金に算入されます。また、消費税については、非課税仕入れとなります。

一方、手数料相当額については、消費税の課税仕入れとなります。

②補てん金

配合飼料価格差補てん金は、飼料費の減額として処理するか、または飼料費の控除項目として「飼料補てん収入」を設けて経理します。補てん金は、消費税の不課税収入（課税対象外）となるため、消費税の課税事業者の場合は、「飼料補てん収入」を用いる方が良いでしょう。

VI. 軽油引取税の免税について

軽油引取税とは、道路の改修等の費用に充てることを目的に、軽油に課税される道府県税です。道路を走行しない農業用の機械等については、免税証の交付などの手続きを受けた場合に限り免税されます。

なお、免税となる税率は1リットル当たり32.1円となっています（但し、平成21年度の税制改正により、「石油化学製品製造業」を除く事業は全て平成24年3月31日までの時限措置となっております）。

(1) 対象となる農業用の軽油

農業を営む者が使用する耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械及び畜産用機械等の動力源に使用する軽油です。

(2) 免税手続き

①あらかじめ、免税証の交付を受けようとする地域振興局長または熊本県税事務所長から免税軽油使用者証の交付を受けます。また、免税軽油使用者証は2年以内の有効期限が定められています。

②免税軽油の数量、引取予定販売事業者名等を記載した申請書を上記と同様に提出し、免税証の交付を受けます。

③石油販売業者に免税証を提示し、免税軽油を購入します。

④引取りを行った免税軽油については、その購入実績・使用実績等を報告します。

※申請にあたっては、農地基本台帳記載事項証明書や免税機械の写真等の書類が必要です。詳しくは、最寄りの地域振興局または熊本県税事務所にお問い合わせ下さい。

Ⅶ. 口蹄疫に係る手当金等に関する税制上の措置について

口蹄疫対策特別措置法の施行の日（平成22年6月4日）から平成24年3月31日までの期間内に国などから手当金等の交付を受けた場合には、手当金等の交付を受けた日の属する年分の交付により生じた所得に対する所得税は免除されます。

なお、対象となる手当金等や税務署への提出様式は以降の通りです。

○対象となる手当金等

対 策		内 容
発生農場	手当金 (家伝法58)	疑似患畜の所有者に対して評価額の5分の4を交付
	経営再建支援補助金 (特措法23)	上記手当金の残りの5分の1を宮崎県が交付
	経営支援互助会 (特措法22)	互助基金加入者に対して、家畜の種類や月齢、用途に応じて互助金を交付
	非加入生産者等支援金 (特措法22)	互助基金非加入者に対して、加入者の2分の1相当額を交付
予防殺農場	補てん金 (特措法6)	予防的殺処分をされた家畜の所有者に対して、評価額の全額を交付
	経営再開支援金 (特措法22)	予防的殺処分をされた家畜の飼養者に対して、経営支援互助会と同等の支援金を交付
移動搬出制限区域	出荷遅延対策（えさ代） (特措法20)	移動・搬出制限区域の農家が飼養する肥育牛について出荷遅延によるかかり増しのえさ代相当額（600円）を交付
	出荷遅延対策（大貫対策） (特措法20)	移動・搬出制限区域の農家が飼養する肥育牛及び肉豚について、出荷遅延による家畜の価値の減少分を補てん
	滞留子豚のとう汰・埋却等 (特措法20)	移動・搬出制限区域内で滞留した子豚のとう汰及び焼却・埋却を行った場合の助成
	家畜の早期出荷の促進 (特措法20)	早期出荷を行った家畜の飼養者に対して、早期出荷による家畜の価値の減少分・家畜の再導入までの経費を補てん
宮崎・鹿児島・熊本	出荷遅延対策（えさ代） (特措法20)	宮崎、鹿児島、熊本の農家が飼養する肉専用種の子牛について、出荷遅延によりかかり増しのエサ代相当額（400円）を交付
	価格下落対策の特例 (特措法20)	<ul style="list-style-type: none"> ・宮崎、鹿児島、熊本における肉用牛繁殖経営支援事業等の子牛の平均売買価格の算定に口蹄疫の影響を反映 ・宮崎における肥育及び養豚経営に対する補てん金の算定に口蹄疫の影響を反映

注 ※家伝法…家畜伝染病予防法
 ※特措法…口蹄疫対策特別措置法
 ※下線部については、措法25条の適用となる

口蹄疫に対処するための手当金等の交付により生じた所得に関する明細書

(平成 年分)

氏 名

提出用

この明細書は、個人の方が平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律第1条第1項（所得税の特例）の規定の適用を受ける場合に使用します。

1 手当金等の額	㉠	<input type="text"/>	円
2 手当金等に係る損失の額及び費用の額	㉡	<input type="text"/>	円
3 免税対象所得の額（㉠－㉡）	㉢	<input type="text"/>	円

○ 確定申告書への記載等について

- 1 申告書B第一表の「所得金額」欄の②に、免税の計算を行った後の金額を記載してください。

免税の計算を行った後の金額とは、青色申告決算書の「所得金額④」欄又は収支内訳書の「所得金額⑦」欄から、上記③の額及び肉用牛の売却による免税の適用を受ける所得金額を差し引いた金額をいいます。

なお、免税の計算を行った後の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますので、ご注意ください。
詳しくは、税務署におたずねください。

- 2 申告書B第二表の「特例適用条文等」欄に、「口特1条」と記載し、併せて上記③の額も記入してください（例：「口特1条 ㉢〇〇〇円」）。
- 3 この明細書と手当金等に係る交付通知書の写しを確定申告書に添付して提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

口蹄疫の手当金等についての所得税の臨時特例を受けるための計算書
(移動・搬出制限区域の農家等の方用)

手当金等の額からそれに対応する経費の額を控除して免税対象となる所得金額を計算します。

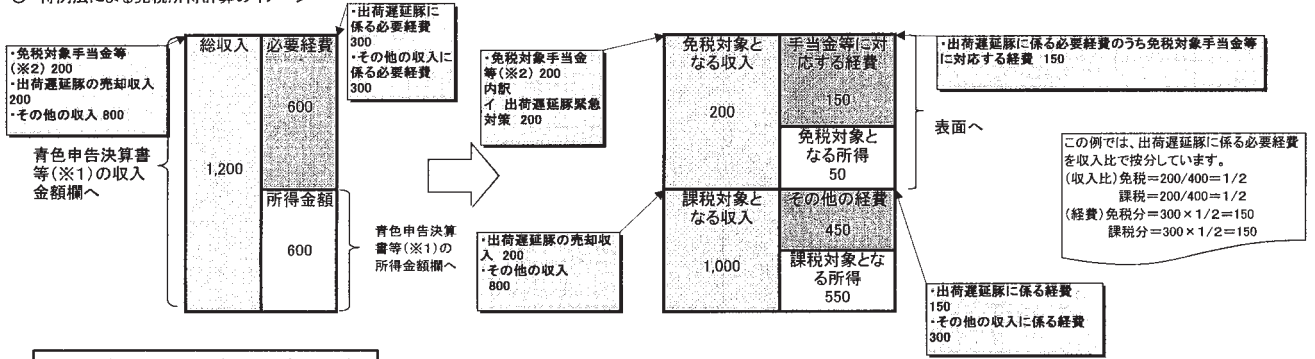
1 手当金等の金額 (通知書の名称)		(単位: 円)
ア	出荷遅延助成金 (平成22年度肥育牛出荷遅延緊急対策事業助成金の交付決定について)	
イ	出荷遅延豚緊急対策事業助成金 (出荷遅延豚緊急対策事業助成金の交付について)	
ウ	早期出荷促進緊急対策事業補助金 (平成22年度宮崎県早期出荷促進緊急対策事業補助金の交付決定及び確定について)	
エ	早期出荷促進支援金 (平成22年度畜産経営再開支援金等交付事業交付通知書)	
オ	子牛出荷遅延助成金 (子牛出荷遅延緊急対策事業)	
合 計		㉑

2 手当金等に係る損失の額及び費用の額 (上記の手当金等に対応する経費)		(単位: 円)
ア	手当金の対象となった肥育牛の出荷遅延により生じた掛かり増しの経費 (飼料費、敷料費、諸材料費等)	
イ	手当金の対象となった豚に係る損失の額及び費用の額※	
ウ	手当金の対象となった家畜に係る損失の額及び費用の額※	
エ	早期出荷を行った事により生じた空舎部分の固定経費	
オ	手当金の対象となった子牛の出荷遅延により生じた掛かり増しの経費 (飼料費、敷料費、諸材料費等)	
合 計		㉒

- ※ 1のイ「出荷遅延豚緊急対策事業助成金」及び1のウ「早期出荷促進緊急対策事業補助金」に対応する経費は、当該助成金等と売却収入との比で按分計算するなどして売却収入の経費と合理的な方法で区分します。
- ※ ㉑及び㉒の金額を「口蹄疫に対処するための手当金等の交付により生じた所得に関する明細書」の「1 手当金等の額」㉑欄及び「2 手当金等に係る損失の額及び費用の額」㉒欄に転記してください。
- ※ 肉用牛の課税の特例の適用を受ける場合は、課税の特例の対象となる肉用牛に係る必要経費と上記1に記載した手当金等に係る必要経費とその他の収入に係る必要経費を合理的に区分します。(共通して係る経費については、按分計算等により算出します。)

○この計算書は、「口蹄疫に対処するための手当金等の交付により生じた所得に関する明細書」を作成する際にご使用ください。

○ 特例法による免税所得計算のイメージ



表中の数字は、以下の条件を仮定して記載しています。

- 収入 1,200
 - 免税対象手当金等 200
 - 家畜の売却収入 800
 - その他の収入 200
- 必要経費 600
 - 売却に係る原価 300
 - その他の経費 300

※1 青色申告決算書等とは、青色申告決算書及び収支内訳書をいいます。
 ※2 免税対象手当金等とは、表面1に記載された手当金等をいいます。

酪農ヘルパーを募集

募集人員：若干名

応募資格：年齢35歳まで、経験者優遇、普通自動車免許資格取得者

勤務地：熊本県の酪農地帯

作業内容：搾乳、飼料給与、牛舎清掃など

給与待遇：面接時に詳細を説明します。

申込方法：履歴書を下記住所まで3月4日(金)[必着]までに送付してください。
追って、面接日をお知らせします。

〒861-8041

熊本市戸島5丁目10番15号

熊本県酪農ヘルパー利用組合

お問い合わせは、TEL096-388-3516（担当；田中）

